

# 佐賀市有線テレビ加入の手引き -集合住宅入居者様向け-

佐賀市では、地理的な要因によりアンテナではテレビを視聴できない、富士町、三瀬村、大和町の一部（松瀬、梅野、名尾、八反原等）をエリアとして、有線テレビのサービスを行っており、地上デジタル放送（地デジ）、FM放送などを提供しています。

## 【チャンネル】

- ◆地上デジタル放送 STS、NHK（総合、Eテレ）、RKB、FBS、KBC、TNC、TVQ、第1コミュニティチャンネル、第2コミュニティチャンネル
- ◆FM ラジオ放送 ラジオ放送大学、FM 佐賀、NHK-FM（佐賀）、FM 福岡、FMK（エフエム・クマモト）、LOVE-FM、CROSS-FM

## 【料金】

月額 1, 860円（令和元年10月～）

※減免制度に該当する場合、料金が異なりますので、対象者の方は最寄りの大和、富士、三瀬各支所の総務・地域振興グループまたは本庁（大財別館）地域政策課までご連絡ください。

## 【申請手続き】

集合住宅において、佐賀市有線テレビをご覧になる場合は、以下の届出が必要です。届出書は、佐賀市役所大和、富士、三瀬各支所の総務・地域振興グループおよび本庁（大財別館）地域政策課にあります。

注：佐賀市は、有線テレビの運營業務を指定管理者である佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）に委託しています。

### ●使用開始届

使用料は、使用を開始した日の属する月の翌月分から徴収します。

（例）4月15日に手続きした場合、5月分から徴収します。

### ●口座振替依頼

利用できる金融機関は、佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、佐賀県農業協同組合、ゆうちょ銀行です。口座振替での支払いが難しい場合は、ご相談ください。

### ●使用終了届出書（退去時はこの書類をご提出ください。）

使用料は、使用終了届を受理した日の属する月分までを徴収します。

（例）3月10日に手続きした場合、3月分まで徴収します。

## 【減免制度】

減免対象	月額料金
生活保護受給世帯	0円
市県民税が非課税で75歳以上の一人暮らし世帯	300円
社会福祉施設に入居中の方	300円
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかを所有する方がいる世帯でかつ世帯全員が市県民税非課税の世帯	300円
児童福祉施設（保育所等）、学校・幼稚園、社会福祉事業施設（社会福祉協議会等）、老人福祉施設（老人ホーム等）、身体・知的障がい者福祉施設、更生保護事業施設、地区公民館等	300円
身体障害者手帳を所有する視覚障がい者、聴覚障がい者又は重度障がい者の方が世帯主である世帯	930円
重度の戦傷病者手帳を持つ方が世帯主である世帯	930円
災害救助法による救助が行われた区域において、一定以上の被害にあわれた建物 ※救助日の属する月及びその翌月のみ	0円

## Q&A

### Q1 NHKの受信料は月額料金に含まれていますか？

A 含まれていません。別途 NHK にお支払いいただく必要があります。

### Q2 月額料金の口座振替で利用できる金融機関はどこですか？

A 佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、佐賀県農業協同組合、ゆうちょ銀行です。  
ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合、下記お問合せ先で口座振替依頼書を受け取り、記入、押印の上、金融機関にご提出ください。

ゆうちょ銀行をご利用の場合、下記お問合せ先では様式を取り扱っておりませんので、ゆうちょ銀行の窓口で専用の口座振替依頼書を受け取り、記入、押印の上、ゆうちょ銀行に直接ご提出ください。  
※ いずれの場合も、提出は金融機関へ直接お願いします。

### Q3 口座振替以外の支払方法がありますか？

A 口座振替によるお支払いが難しい場合には、納付書での支払いも可能です。  
納付書払を希望される場合は、下記問い合わせ先にご相談ください。納付書を郵送しますので、金融機関でお支払いいただくことになります。

※ コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

### Q4 月額料金の支払いが遅れた場合、どうなりますか？

A 指定の期日を過ぎても入金を確認できない場合、督促状を発送します。督促状発送後の納付については 100 円の督促手数料が発生します。また、5 ヶ月以上料金をお支払いいただけない場合は、有線テレビの利用を停止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### Q5 佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）のサービスには加入できますか？

A ぶんぶんテレビの多チャンネルサービスやインターネットサービスに加入することもできます。ぶんぶんテレビのサービスにご加入の場合、別途加入金と工事費が必要です。詳しくはぶんぶんテレビに直接お問合せください。【電話】0120-55-3734

#### 【お問い合わせ先】

##### ●指定管理者

佐賀シティビジョン（ぶんぶんテレビ）

0120-55-3734

※障害報告は電話で 24 時間対応しています。

##### ●佐賀市役所

大和支所 総務・地域振興グループ 0952-62-1111

富士支所 総務・地域振興グループ 0952-58-2111

三瀬支所 総務・地域振興グループ 0952-56-2111

本庁（大財別館） 地域政策課 0952-40-7210

令和元年10月